平成２９年（フ）第３９号
広島県呉市広古新開２丁目４番18―101号
破産者　コンサルティングレガーミこと　中村　春名
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第９７号
山口県周南市桜木１丁目８番37号　野村アパート17号、前住所山口県下松市大字末武中33番地117
破産者　中村　文彦
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２５１号
香川県高松市川部町1374番地
破産者　石田　和伸
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４５号
高知県土佐市蓮池1754番地
破産者　田村　昌之
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７号
福岡県宮若市本城1522番地
破産者　遠藤　啓輔
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第８８号
福岡県久留米市御井町2446番地２　カーサ村井203号
破産者　光安　弘美
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３０号
福岡県大牟田市大字田隈95番地４　ハイネス平松103号
破産者　髙戸　俊郎
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１１０号
長崎県長崎市大橋町９番１―203号
破産者　古賀　豊
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
大分市大字寒田1195番地の５
破産者　阿南　久子
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目４番59―53号
破産者　藤崎　和磨
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目４番59―53号
破産者　藤崎夏莉香
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第２７２号
千葉市若葉区桜木３丁目７番66号
破産者　土屋　茂
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８１号
マレーシア国クアラルンプール市モントキアラ区50480ジャランキアラ通りモントキアラパインズ，エベレットタワー15Ｂ―28―６号室、開始決定時の住所千葉県習志野市秋津４丁目14番22号　グレース・モリー101号
破産者　岩瀬　三郎
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５５０号
札幌市西区琴似１条５丁目２番23号
破産者　株式会社プロネッツ
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８号
群馬県沼田市硯田町83番地
破産者　有限会社大内燃料商店
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地９―403、破産手続開始決定時の住所東京都町田市小山田桜台１丁目11番地61―１
破産者　新　聡
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７１号
福岡県福岡市早良区原団地19番404号、申立時の住所東京都府中市府中町３―４―５アドック府中302
破産者　安部　伸二
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
東京都日野市新井613―４メインシティガーデン新井弐番館102号室、住民票上の住所東京都日野市程久保３丁目15番地の15
破産者　栗原　進
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部